

子どもの人権連 10年のあゆみ

1986
1996

1996

1995

1994

1993

1992

1991

1990

1989

1988

1987

1986

子どもの人権連

(子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会)

はじめに

子どもの人権連は今年4月に設立10周年を迎えました。あらためて皆様のご理解とご協力に感謝します。

設立の年1986年は中野富士見中学校のいじめ自殺事件をきっかけに、いじめが社会的にクローズアップされた年でした。こうした状況を子どもの人権保障の観点からとらえて活動してきた私たちにとって、最近のあいつぐ子どもの自殺は、いまだに子どもの人権が十分に保障されていない実態を示すもので、さらなる活動の必要性を感じています。

こうしたなか「子どもの人権連10年のあゆみ」が完成しました。「あゆみ」といっても簡単な年表集ですが、10年間をふりかえる一つの資料として今後の活動に生かされれば幸いです。

1996年6月15日

子どもの人権連事務局長 松淵 昂

10年を迎えて①

一番ヶ瀬 康子（代表委員＝東洋大学教授）

日本では、子どもの権利条約の批准が、不幸なことに遅れたことや、また教育界をはじめとして、一般的な認識への高まりが、いまひとつ見られないという現状があるように思います。しかしそのなかで、子どもの人権連がもしなかったらと思うと、もっと残念な結果になったのではないかと思います。会員情報誌その他の情報をなるべく教職員組合の研究会や児童福祉関係の集会、研究会等で活用しながら、子どもの人権への具体的な検討と実践が始まることを促してまいりました。また、子どもの人権連にかかわる行事の紹介も、学生その他に言ってきたつもりですが、もっともっと今後とも努力をせねばというふうに思っております。

とくに児童福祉の面では、児童虐待の問題、また離婚家庭がふえているところから、母子家庭、父子家庭の子どもたちの問題、さらに親の病気その他の一時的養護をはじめ、ケアの問題などが浮上しております。さいきんでは保育料の契約制をめぐる、保育所についても、いろいろな混迷した議論が続いております。その他さまざまな問題がありますが、子どもの権利条約の理念と条項に基づいて、一貫した検討が必要と思っております。

いずれにしても子どもの人権連の、21世紀に向かって、いっそうの発展を祈念しております。

大田 堯（代表委員＝東京大学名誉教授）

この10年、事務局を担った若い働き手たちの国内外での仕事ぶりは、眼を見張るほどにめざましく、各小委員会の活動も活発だった。

とは言え、人権連の活動がどういう社会的影響効果を達成しえたかということになると、子どもたちをとりまく私たちの自然・社会環境のきびしさは止どまることを知らぬほどだ。子どもがひとなるための最大の揺籃である自然は失われ、人口の80%が都市へ、子どもは殆ど都市生活、雀を知らず、昆虫とはいえばゴキブリという有様。マネー社会の頻発は毎日の新聞の第一面をにぎわし、人間関係の冷却化はひどい。ここ一年ほどの間に10人をこえる思春期の自死は、こうした環境の反映といってもよい。

そうは言っても、責めを環境のせいにするのではなく、そういうきびしい環境だからこそ、一期一会、一人ひとりの子どもとの、われわれ大人世代の、瞬間々々の出会いの中での活路開拓を目ざしての日々の事実の積み重ねがますます大切になる。権利条約を一つのめやすとしながらも、私たち自身の日々のかかわり合いの知恵の蓄積に、地球の未来をかけたい思いだ。

鈴木 祥蔵（代表委員＝関西大学名誉教授）

人権文化とは何かを

何時でも思うのですが、子どもの人権連が発足した頃にはとても考えられないほど、子どもの権利を考える人たちがふえました。にもかかわらず、不登校やいじめがとどまる状況になっていません。

国連の人権教育の10年がはじまっていて、政府も総理大臣を本部長とする推進本部をおきました。この推進本部に是非に、行動計画をつくらせるための行動が必要だと思います。

人権教育の国連10年の一つの課題は「人権文化」を世界のすみずみに定着させるということです。

人権文化とは何かを明確にしなければなりません。これを明かにするための問題提起をして討論をまき起す必要があります。

子どもの人権連の役割はますます重要です。頑張りましょう。

永井 憲一（代表委員＝法政大学教授）

はやくも10年か

ある日、当時の日教組の中小路書記長と私が、沼田稲次郎先生のお宅へ呼ばれ、ご一緒した。そのとき先生は「これからの日教組は、いま国連で作られている“子どもの権利条約”をいかに学校で活かすかを、疎遠になりつつあることが危惧される父母と話し合い、一緒に学び合い、協力し合う態勢を組織し直して、これを日教組運動の新しい課題として採りあげるべきだ。それをもっと日教組が親の集りである労働組合を主軸とする全ての国民運動の中心となる活動を展開してはどうか。そのために教育法研究は協力して欲しい」といわれた。私は感動した。それがキッカケで「子どもの人権連」は日教組を中核とする組織として活動してきた。大場さん、渡久山さんなどの歴代書記長が積極的にリーダー役となってくれた。そして、この10年間、子どもの権利条約が批准される以前から今日まで「子どもの人権連」は、この条約の研究と普及に、日本では最先端の貢献をしてきた実績をのこしてきた。これは衆目の一致するところである。今後も、その地位を確保しうるような努力と多くの国民からの期待に応えていかななくてはならない。

子どもが喜んで登校する学校の再生を期待する！

日教組が国民合意の教育改革を実現するために設けた「教育改革研究委員会」の研究討議で、「国民の求める教育改革の最も重要な課題は、すべての子どもの人権を完全に保障し、人間性を回復するためのあらゆる条件の整備と確立をはかることである」ことが確認され、同委員会を母体とした「子どもの人権を完全に保障するための国民的とりくみ」の準備がはじまる。

1. 10 第1回準備会

(1)子どもの人権を守る運動を各界の人びとでおこなうことが重要、(2)そのために、教育の現状と子どもの人権にかかわる法律・制度の分析・検討を急ぐべき、(3)趣旨に賛同する個人・団体に呼びかけて運動をすすめることを確認。

これ以降、準備会を計10回(第2回(1.29)、第3回(2.8)、第4回(2.18)、第5回(2.25)、第6回(2.28)、第7回(3.3)、準備小委員会(3.17)、第8回(3.20)、第9回(3.28)、第10回(4.4))にわたって行い、子どもの人権を保障する運動呼びかけ趣意書、呼びかけ団体、呼びかけ人代表、会の名称などの案を決定。

4. 10 発足会

46団体が賛同、総評、日教組、自治労など26団体が参加。「呼びかけの趣意書」のほか、会の名称、目的、形態、課題について決定。代表委員に一番ヶ瀬康子(日本女子大学教授)、大田堯(日本教育学会会長)、田中一郎(日教組委員長)、沼田稻次郎(日本国際法律家協会会長)、羽仁説子(日本子どもを守る会会長)を選出。

子どもの人権保障は人間の尊厳確立である

——子どもの人権保障をすすめる運動をおこすにあたって——

沼田 稻次郎

世上、「教育の荒廃」として語られている諸現象について私たちはもとより深い関心と憂慮を抱いている。ただこの憂うべき現象は、急速に大きく変りつつある歴史的な社会における生活諸領域での荒廃現象や、さらに国民の幸福を脅かし、憲法をも無視する諸政策がいば密室的に審議されるなど民主政治の荒廃現象という土壌まで掘りさげてとらえ、国民自身が自発的に取り組まなければ真に解決しがたい国民的課題だと私たちは考える。

およそ「荒廃」の諸現象に共通する心情や思想の底流は、人間の尊厳の軽視であり、人権感情の喪失であろう。家庭の「崩壊」にせよ教育の「荒廃」にせよ、それ自身が児童の人権侵害であることが真剣にうけとめられていない。民主政治の荒廃にいたっては、二十一世紀に人生の本舞台をむかえる子どもたちの死命を制しかねない。

戦後の民主的改革によって、天皇制と結びついた国家至上主義の下での児童・教育政策は転回させられた。だが、児童を人権主体として尊重するという戦後の原点が見失われてきている。政府の児童政策は、政財界の当面する必要に規定されて国益至上論に傾き、中曾

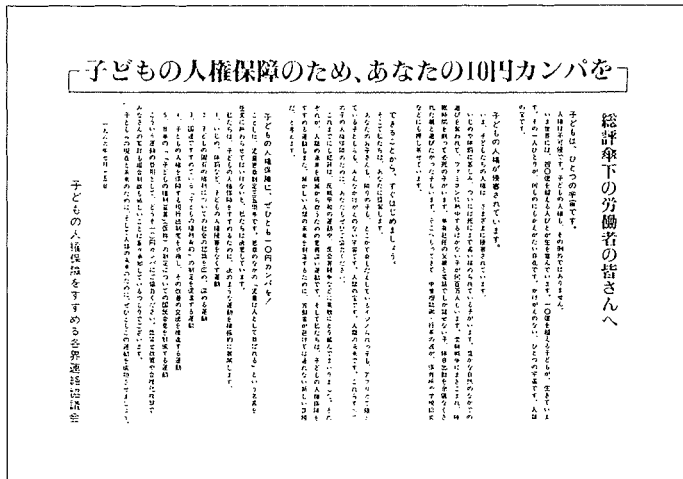
根内閣の下ではその経口は戦前型の児童・教育政策志向とも結びつき、戦後教育の理念をも否定する動きさえ見せている。国民社会の在り方を長期的に展望すれば、今日とくに「児童の人権保障」の視座の確立が強く要請される所以である。子どもが人権の主体たるに拘わらず、自力で自己の人権を主張しえないというわかりきったことに、私たちは細心の留意を払う責務がある。

1959年の総会で児童の権利宣言を採択した国連はいま、グローバルな視野からその条約化の作業にとり組んでいる。この「権利宣言」の思想は、日本の憲法・教基法・児童福祉法などの基底に流れるものでもある。しかし社会のさまざまな荒廃現象にとりまかれて、多くの児童が人としての生存と成長に不可欠な諸権利を喪失させられている。子どもの人権保障を現実のものとするために、いまや、それを正面にすえた実効ある法制の樹立や人権尊重の風土作りに国民総がかりの自主的運動を精力的にもりあげるほかはないのである。この運動は国連の努力とも呼応して平和と国際的協力にも寄与するであろう。

(子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会代表)

4. 10 第1回常任幹事会
4. 24 第2回常任幹事会
 学習・研究委員会（座長＝永井憲一法政大学教授）、教育宣伝・組織運動委員会（座長＝稲葉三千男東京大学教授）、事務局（日教組）を置くことを決定。
5. 9 第1回学習・研究委員会
 報告「子どもの権利と国際文書」喜多明人
5. 24 第1回事務局会議
 事務局長に中小路清雄（日教組書記長）、事務局次長に大場昭寿（日教組中執）を決定。
5. 31 第2回学習・研究委員会
6. 14 第3回学習・研究委員会
 報告「子どもの権利について」堀尾輝久
6. 28 第4回学習・研究委員会
 報告「国連子どもの権利条約案一採択状況、条文、審議経過一について」喜多明人
7. 7 第1回教育宣伝・組織運動委員会
7. 18 第5回学習・研究、第2回教育宣伝・組織運動合同委員会
 報告「少年法の現代的課題」安藤博
 報告「子どもの人権と司法」津田玄児、須網隆夫、安藤博
 報告「第7回犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する国連会議」須網隆夫
7. 18 第2回事務局会議
7. 25 総評大会で「子どもの人権保障のための10円カンパ」を決定
 日教組は第63回臨時大会（87.3.13）で「50円カンパ」を決定。





- 8. 10 機関誌「子どもの人権保障通信」を創刊
 学習・研究委員会を中心に活動状況を知らせる独自メディア。第2号(8.15)、第3号(9.1)とつづけて発行。
- 8. 13 第3回事務局会議
- 8. 14 第6回学習・研究委員会
- 9. 16 第7回学習・研究委員会
- 9. 29 第8回学習・研究委員会
 報告「福祉法制と最近の政策・動向について」寺脇隆夫
- 10. 17 第9回学習・研究委員会
 報告「子どもの人権と家族の労働について」竹下英男
- 11. 1 第10回学習・研究委員会
 報告「学校における人権問題について一日弁論人権擁護大会を中心として」
- 11. 11 第4回事務局会議
- 12. 1 第11回学習・研究委員会
 報告「母子保健法について」石毛えい子
- 12. 24 第12回学習・研究委員会

吉峯康博

(1987)

1. 17 第13回学習・研究、第3回教育宣伝・組織運動合同委員会
これ以降、第2回総会にむけたパンフレット「子どもの人権宣言'87」をつくるために計10回〈第14回(2.9)、第15回(2.27)、第16回(3.9)＝以上／教育宣伝・組織運動委員会と合同、第17回(3.28)、第18回(4.11)、第19回(4.11)、第20回(4.13)、第21回(4.14)、第22回(4.20)〉行い、精力的に検討をすすめる。
2. 9 第5回事務局会議
4. 16 第3回常任幹事会
4. 27 第6回事務局会議
5. 5 機関誌「子どもの人権保障通信」第4号を発行
5. 12 第7回事務局会議
5. 20 機関誌「子どもの人権保障通信」第5号を発行

5. 26 第2回総会

5. 26 「子どもの人権宣言'87」を発行

はじめての出版物として総会にあわせて発行(編集=子どもの人権連/発行=草土文化/絶版)。「いのちの誕生の権利」「表現の自由が保障される権利」など10項目からなる「子どもの人権宣言'87」と権利保障の項目にあわせて解説のほか、日本の学校にたいして子どもの人権保障の見地からの改革提言、「国連・子どもの権利条約案」の訳文と解説などを収録。子どもの権利について学び、考えていくための手引書となっている。

6. 10 機関誌「子どもの人権保障通信」第6号を発行

6. 12 代表委員・事務局合同会議

7. 10 羽仁説子代表委員が死去

7. 22 機関誌「子どもの人権保障通信」第7号を発行

(1988)

3. 31 第1回「子どもの権利条約」研究グループ

4. 1 } これ以降、第2回(5.19)、第3回(6.9)、第4回(7.13)、第5回(7.28)で条約第1読会草案の翻訳と審議過程分析をすすめる。

4. 7 事務局会議

代表委員に一番ヶ瀬康子、大田堯、沼田稲次郎、福田忠義(新=日教組委員長)、事務局長に大場昭寿(新=日教組書記長)、事務局次長に谷口公(新=日教組中執)を決定。

4. 22 事務局会議

5. 27 常任幹事会、事務局、学習・研究、教育宣伝・組織運動合同会議

報告「国連・子どもの権利条約案を中心とする国際的動向について」喜多明人

6. 1 教育宣伝・組織運動委員会

6. 14 常任幹事会、事務局、学習・研究、教育宣伝・組織運動合同会議



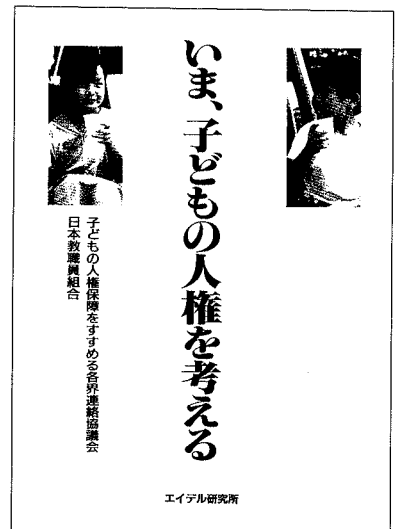
- 6. 14 | 機関誌「子どもの人権保障通信」第8号を発行
- 6. 20 |)
- 7. 7 | 構成団体を協力要請訪問
- 7. 7 | 常任幹事会、事務局、学習・研究、教育宣伝・組織運動合同会議

7. 9 第3回総会
報告①「国連・子どもの権利条約について」喜多明人
報告②「子どもの人権保障と弁護士の活動」吉峯康博
8. 4 第1回常任幹事会、事務局、学習・研究、教育宣伝・組織運動合同会議
学習・研究委員会座長に永井憲一、教育宣伝・組織運動委員会座長に谷口公（新＝日教組中執）を決定。
9. 1 機関誌「子どもの人権保障通信」第9号を発行
9. 1 } 第6回「子どもの権利条約」研究グループ
9. 3 }
9. 8 シンポジウム打合せ会
9. 8 第2回常任幹事会、事務局、学習・研究、教育宣伝・組織運動合同会議
9. 10 第3回学習・研究委員会
これ以降、第4回（9.22）、第5回（10.28）、第6回（11.10）、第7回（12.5）で「子どもの人権読本」や条約第1読会草案訳文の検討をすすめる。
9. 30 第3回事務局会議
10. 1 学習資料No.1「国連・子どもの権利条約第1読会草案全文（付英文）」を発行
10. 13 第4回事務局会議
10. 17 } シンポジウム「いま、子どもの人権を考える」
11. 29 } 日教組と共催。札幌（10.17）、金沢（11.14）、岡山（11.18）、東京（11.27）、大分（11.29）の全国5か所で行う。代表委員や学習・研究委員による提起、親や教職員の意見発表、フロアの発言で構成。まとめは「いま、子どもの人権を考える」（編集＝子どもの人権連・日教組／発行＝エイデル研究所／絶版）として発行。
11. 10 第5回事務局会議
これ以降、事務局会議〈第6回（2.16）、第7回（3.14）〉と教育宣伝・組織運動委員会〈第3回（2.20）、第4回（3.14）〉でシンポジウムのまとめをすすめる。



(1989)

1. 19 第8回学習・研究委員会
報告「わが国の少年司法の現状について」津田玄児
1. 28 第7回「子どもの権利条約」研究グループ
これ以降、第8回(2.8)、第9回(2.27)で条約第2読会草案の翻訳をすすめる。
2. 16 第9回学習・研究委員会
3. 9 第10回学習・研究委員会
3. 15 学習資料限定版「国連・子どもの権利条約第2読会草案全文(付英文)」を發行
4. 7 第8回事務局会議
条約の批准運動について検討をはじめめる。
4. 7 第11回学習・研究委員会
報告「校則について」伊ヶ崎暁生
現行法制検討小委員会を置くことを決定。
4. 15 第1回現行法制検討小委員会 <委員長=寺脇隆夫(長野大学)>
計34回<第2回(4.22)、第3回(5.5・6)、第4回(5.13)、第5回(5.19)、第6回(6.3)、第7回(6.10)、第8回(6.17)、第9回(6.30・7.1)、第10回(7.15)、第11回(7.22)、第12回(7.31)、第13回(8.1)、第14回(8.2)、第15回(8.9)、第16回(8.10)、第17回(8.11)、第18回(9.8・9)、第19回(9.24)、第20回(10.17)、第21回(10.21)、第22回(10.24)、第23回(10.31)、第24回(11.18)、第25回(12.4)、第26回(12.18・19)、第27回(12.22)、第28回(12.23)、第29回、第30回、第31回(1.20)、第32回(1.22)、第33回(1.29)、第34回(1.31)>にわたって検討をすすめる。
4. 25 第5回教育宣伝・組織運動委員会
5. 1 学習資料No.2「国連・子どもの権利条約人権委員会草案全文(付解説・英文・資料)」を發行
5. 10 「いま、子どもの人権を考える」編集委員会
5. 10 第9回事務局会議
5. 11 第12回学習・研究委員会



- 5. 19 第6回教育宣伝・組織運動委員会
- 6. 2 第10回事務局、第13回学習・研究委員会合同会議
報告「子どもの人権と家族―親子関係をめぐる事例を中心に―」赤羽忠之
- 7. 3 第14回学習・研究委員会
報告「子どもの人権と警察について」津田玄児
- 7. 3 第11回事務局会議
- 7. 12 第7回教育宣伝・組織運動委員会
- 7. 27
} 第15回学習・研究委員会
• 28
- 8. 30 「いま、子どもの人権を考える」を発行 <88.10.17～11.29参照>
- 9. 1 第12回事務局会議
- 9. 1 第16回学習・研究委員会
報告「子どもの生活と地域について」久富善之
- 9. 25 第13回事務局会議
- 9. 25 第1回子どもの権利条約を批准する運動の呼びかけ人集会
- 9. 27 第14回事務局会議
- 10. ポスターリーフレット「知っていますか？ 国連・子どもの権利条約」を発行
これ以降、カレンダー（90・91年）、絵はがきセット（91・95年）、ポスター（92・94・95年）などを通しての広報をすすめる。
- 10. 20 事務局会議
- 10. 20 学習・研究委員会



10. 26 第4回総会
報告①「子どもの権利条約と現行法制」寺脇隆夫
報告②「警察と子どもの人権」津田玄児
11. 6 学習・研究委員会
11. 15 子どもの人権と警察チーム
11. 17 子どもの権利条約批准の会結成
11. 20 子どもの権利条約が国連総会第44会期で採択
11. 20 条約採択にあたっての報道各社論説委員との懇談会
11. 20 条約採択にあたっての記者会見
11. 22 学習・研究、教育宣伝・組織運動、事務局合同会議
11. 27 学習・研究委員会
11. 27 第2回子どもの権利条約を批准する運動の呼びかけ人集会
12. 20 「子どもの権利条約」(ブルーパンフレット)を発行
条約案を審議していた作業部会の第1読会、第2読会、そして人権委員会草案の各段階において国際教育法研究会の訳文を冊子にまとめ、それをもとに条約採択1か月後の89年12月に発行されたもの(訳・編集=国際教育法研究会/発行=子どもの人権連/絶版)。
訳文と英文のほか、条約の解説や関係資料として子どもの権利宣言、子どもの権利に関する国際文書一覧、制定経過一覧を収録。条約の名称(「子ども」か「児童」か)についても触れている。国際教育法研究会訳は民間訳で最も活用され、条約の批准と実施をもとめる活動に大きく貢献している。

訳・編集 国際教育法研究会
1989年11月20日 国連総会第44会期採択

子どもの権利条約

発行 子どもの人権連 (子どもの人権条約を天下の子ども達に普及させる会)

(1990)

1. 13 学習・研究委員会
現行法制検討小委員会最終報告
1. 13 「子どもの権利条約と国内法の問題点」(グリーンパンフレット)を発行
条約全54条の逐条ごとに関係する国内法をあげ、主に条約内容に国内法が違反・抵触するもの、その疑いが強いもの、国内法が欠如していたり不満・不十分なものについて指摘。あわせて実態上の問題についても条約の趣旨に照らして指摘している(編集=子どもの人権連現行法制検討小委員会/発行=子どもの人権連)。
1. 22 学習・研究、教育宣伝・組織運動、事務局合同会議
2. 27 学習・研究、事務局合同会議
4. 28 第3回子どもの権利条約の批准を求める集会(呼びかけ人集会を改称)
6. 19 社会党「子どもの権利条約批准対策特別委員会」
〈委員長=田辺誠(衆議院議員・党副委員長)〉スタート
7. 23 日本弁護士連合会「子どもの権利条約批准に関する各界懇談会」スタート
8. 11 第1回議会对策プロジェクト会議
8. 21 連合・日教組共催、人権フォーラムPart II「子どもの権利条約」
これを皮切りに「子どもの権利条約シンポジウム」を全国9ブロックで行う(9.21~11.20)。
9. 2 条約が発効
9. 6 第2回議会对策プロジェクト会議

子どもの権利条約と 国内法の問題点

子どもの人権連 学習研究委員会
現行法制検討小委員会報告

発行 子どもの人権連(子どもの人権促進をすすめる市民連合協議会)

9. 11 「子どもの人権読本」を発行

条約や子どもの人権について体系的にまとめたもの（編集＝子どもの人権連・永井憲一・小川利夫／発行＝エイデル研究所）。子どもの人権がどうなっているかを学校・家庭・地域・警察の分野から具体的にレポート。また、条約の思想と歴史も系統的に解説。巻末には「国際人権規約」「女性差別撤廃条約」など人権に関する国際文書を収録。



9. 21 日本政府が条約に署名
9. 21 第5回総会、学習会
 会則等を整備。全国教と部落解放同盟が入会。代表委員に一番ヶ瀬康子、大田堯、沼田稲次郎、大場昭寿(新=日教組委員長)、鈴木祥蔵(新=関西大学名誉教授)、寺澤亮一(新=全国教委員長)、専務局長に塚本裕之(新=日教組中執)を選出。「『子どもの権利条約』の完全批准と国内法制度の整備を求める決議」を採択。講演①広沢明/講演②毛利子来
9. 28 社会党「子どものための世界サミット」の成功と「子どもの権利条約」の早期完全批准を求める緊急集会に参加
9. 1 }
 9. 30 } 子どものための世界サミット
 「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」と「1990年代における世界宣言を実施するための行動計画」を採択。海部首相を含む世界71か国の首脳が参加。
10. 8 議会对策プロジェクト会議
10. 26 第1回事務局会議
10. 27 議会对策プロジェクト会議
11. 14 議会对策プロジェクト会議
11. 21 子どもの権利条約の批准と実施を求める集い
11. 26 議会对策プロジェクト会議
12. 14 参議院予算委員会で中山外相が遅くとも次期通常国会での承認案提出を表明
12. 16 第7回議会对策プロジェクト会議
- (1991)
 3. 15 第2回事務局会議
4. 9 緊急集会「全政党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約」
 子どもの権利条約批准の会と共催。まともは「全



政党に聞く。どう考える？ 子どもの権利条約」(編集=子どもの人権連広報委員会/発行=子どもの人権連)として発行。

4. 17 第1回学習・研究委員会

6. 1 「子どもの権利条約実施のためのQ&A」を発行

条約の理念と規定を日本で実施するための問題を豊富な資料を使って整理。条約の意義、条約と国内の問題、条約の批准・実施へのとりくみの三部構成の本体のほか、地方議会での意見書等の採択状況、「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」、条約に関する文献リスト、第120回国会での会議録を資料として収録(編集=子どもの人権連子どもの権利条約議会対策プロジェクトチーム/発行=子どもの人権連)。

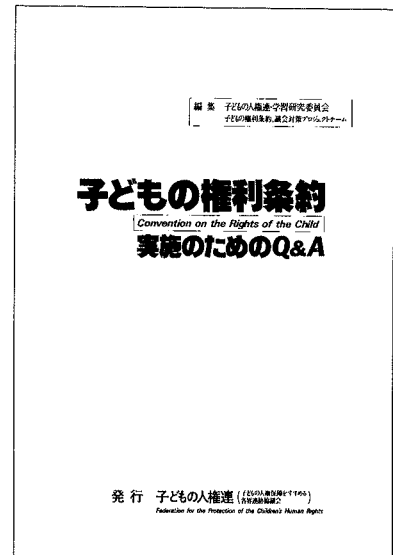
6. 11 第2回学習・研究委員会

6. 17 第3回代表委員・事務局会議

7. 15 第4回事務局会議

8. 19 組織・国民運動委員会

8. 19 第5回事務局会議



10年を迎えて②

日本教職員組合（日教組）

子どもの人権連が結成されて10周年を迎えることになり、心よりお祝いを申し上げます。この10年間、多くの関係者のご努力に感謝するとともに、今後とも、子どもの権利条約の理念を生かしたとりくみが全国の津々浦々まで行き届きますよう、運動の発展を期待いたします。

さて、日教組は、結成以来ほぼ50年間、一貫して平和と民主教育を求めて運動をすすめてきました。そして、人権連の結成以後は、「子どもの権利条約」の批准にむけ、人権連とともに、全国から運動をすすめてきました。さらに、批准後は、条約の実効を求め学習会や教研活動の中で、実践交流を積極的にすすめてきました。

しかし、昨今の子どもをとりまく状況は、いじめに代表されるように、社会的問題になっており、ますます子どもの権利条約の理念を生かしたとりくみが求められています。

日教組は、人権連とともに、なお一層の努力を行う決意を表明し、お祝いの言葉といたします。

（中央執行委員長 川上祐司）

全日本自治団体労働組合（自治労）

子どもの人権連がこのほど10周年を迎えたとのこと、もうそんなになるのか、と感慨深いものがあります。

子どもの権利条約の制定を求め、各省対策や署名運動に取り組んだことなどが、いまはなつかしくさえ思われます。

時代はいま、大きな転換期の中にあります。そして、子どもを取りまく環境も大きく変わっています。

であるがゆえに、子どもの権利条約の実現と具体化は切実な課題となっています。その意味においても子どもの人権連の任務はより重いものがあると思います。

自治労としても、10周年の重みをしっかりと受けとめて、新たな10周年に向ってともにがんばっていききたいと思っています。

人権、教育、分権、環境は次の10年の最重要課題となります。お互いの役割をしっかりと果たして、21世紀への展望をともに拓きましょう。

（中央執行委員 鹿倉芳雄）

全国同和教育研究協議会（全同教）

一昨年の春、日本政府は、世界で158番目の国として「子どもの権利条約」を批准しました。

このことは「子どもの人権」を保障していく上で画期的な意味をもっています。しかし、本「条約」の理念や精神が国内でどれほど生かされているかという点と少しさみしくなります。全国的には、「条約」の中身が十分知らされていない実態もあります。

教育現場においては、依然として「いじめ」や「不登校」、「子どもの自死」など由々しき人権問題が後を断ちません。

わたしたちの周りには、残念ながら子どもたちの「かなしみ」でいっぱいです。「勉強がわからない」「友だちがいない」「体が弱い」「お母さん（お父さん）がいない」「貧しい」などなど、本人の努力やがんばりではどうしてもできないことで、身も心も「小さく」している子どもたちがたくさんいます。

わたしたちは「子どもの人権連」結成10周年を契機に、「子どもの権利条約」の具体化を求めると共に「人権教育のための国連10年」が提唱する「人権文化の普遍化」を創造的に取り組み、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていく教育活動を一層すすめていきましょう。

（委員長 寺澤亮一）

部落解放同盟中央本部

この10年、子どもの人権連の事務局を担い、その活動を支えて下さっている日本教職員組合の皆さんのご奮闘に、改めて感謝申し上げたいと存じます。

10年を通してともに歩んでこれた訳ではありませんが、子どもの権利条約の国内発効を始めとする成果を、分かちあえたことは喜ばしい限りです。しかし、残された課題は確かに、重大かつ深刻であります。我が被差別部落の子どもたちも、未だにその権利を十分には保障されていません。

被差別部落に生まれたということが、他の何事よりも部落の子どもたちを勇気づけ、子どもたちの限らない未来への可能性を確信させることができるような、そんな社会の実現を切望するものです。少数者の権利保障が多数者の権利保障の礎であるという人権確立の原則を胸に刻みながら、21世紀へ架かるこれからの10年を人権の世紀の幕開けにふさわしいものとするために、ともに子どもの権利を守る闘いを進めてまいりましょう。

（中央執行委員 松岡 徹）

日本退職教職員協議会（日退教）

退職教職員として

我々退職教職員の大半は少年少女の頃に戦争のまっただ中に育ち、戦後の混乱を経験している。それは、人権を全く無視した環境だった。戦中は天皇陛下のために命を捨てよという教育を受け、戦後は大人たちが衣食住を確保することに奔走する中で、子どもの人権を考える余裕などは無かった状態だった。教職に就いてから、はじめて子どもたちの問題に目を開

いたというのが実情だった。

今、世界の各地に我々が経験したような状況下に置かれている子どもたちが多数いる。また、日本だけでなく先進各国で、いじめや麻薬問題、教育の荒廃等、子どもの生活環境の悪化が広がっている。

教育の現場を離れたとはいえ、子どもの頃や現職時代の経験を思い起こして、我々は無関心ではいられない。子ども人権連の10周年を祝うと共に全国各地で取り組みを深めたい。

(事務局次長 鈴木宏達)

退職婦人教職員全国連絡協議会（退婦教）

私たち全国退婦教は、1968年結成以来退職者の人権尊重を主張し、生活と権利を守る運動を現退一致で展開し、平和と民主主義の実現をめざし、平和憲法をまもる運動をすすめてきました。

「子どもの人権連」設立と共に、加盟団体として「子どもの権利条約」の批准要求、批准後の普及活動をすすめ、条約の精神に立った教育の実現をめざし、母と女性教職員の会や教育改革運動に積極的に参加し、教職員の体験を生かした教育相談活動にもとりくんでいます。

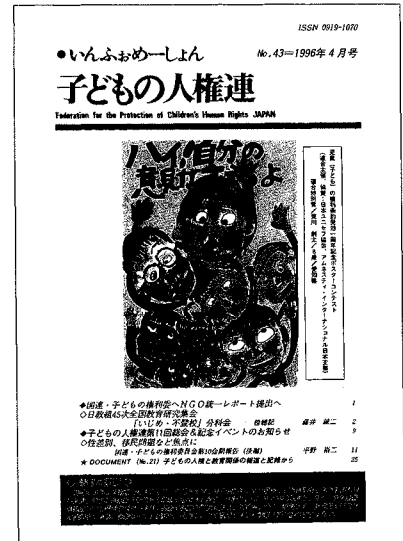
「子どもの権利条約」が批准され、2年目を迎えましたが、いじめ、自殺、不登校など子どもをとりまく状況は、深刻な状態が続き、子どもも教職員も、親も苦悩しています。

「子どもの人権連」設立10周年を迎え、親や教職員の意識の問いなおし、条約の普及・具体化のとりくみ、子どもへの人権教育をすすめ、子どもを認め信頼しともに歩む行動を期待します。

退婦教も、権利条約の普及・具体化の運動を、現退一致でとりくみ、高齢者の人権意識の啓発・生活と権利を守る運動をあわせて積極的に展開していきます。

(常任委員 杉田幸子)

9. 11 第6回総会&5周年記念シンポジウム
「子どもの権利条約の完全批准と子どもの人権を考える」
11. 1 「全政党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約」を発行〈91.4.9参照〉
12. 1 機関誌「いんぷおめーしょん子どもの人権連」を創刊
活動を知らせるばかりでなく、学校・地域・家庭で条約をどう生かしているかの実践レポート、子どもの権利委員会の報告などのインフォメーション。No.43まで発行。
12. 16 第1回学習・研究委員会
12. 25 第1回国連子どもの権利委員会小委員会
これ以降、第2回(2.24)、第3回(3.26)で条約の訳文や子どもの権利委員会のガイドライン等を検討する。
- (1992)
1. 10 第2回(拡大)学習・研究委員会
91年秋以降の条約に対する政府サイドの見解について検討する。
報告/喜多明人、荒牧重人、広沢明
1. 14 第1回代表委員・事務局会議
1. 21 広報委員会
2. 3 広報委員会
2. 4 第3回(拡大)学習・研究委員会
報告「子どもの権利条約批准にともなう当面する法改正の範囲」広沢明
報告「学校運営に関わる条約の影響について」荒牧重人、喜多明人
2. 13 広報委員会
2. 18 組織・国民運動委員会



2. 19 第4回(拡大)学習・研究委員会
報告「国連子どもの権利委員会ガイドラインの概要」平野裕二
提起「国内法制度改正はどこまで必要か」永井憲一
2. 20 第1回「今日から子どもの権利条約」作成チーム会合
これ以降、第2回(3.2)、第3回(3.10~12)、第4回(3.31)、第5回(4.3・4)、第6回(4.20)で検討をすすめる。
2. 20 組織・国民運動委員会
3. 5 広報委員会
3. 5 第5回学習・研究委員会
3. 5 第1回警察と子どもの権利小委員会
3. 6 第2回代表委員・事務局会議
3. 13 **条約批准承認案を政府が国会に提出**
チャイルドを「児童」と訳すほか、1つの留保と2つの解釈宣言がつく。
3. 13 「『子どもの権利条約』批准承認案の閣議決定にあたっての声明」を発表
3. 13 社会党子どもの権利条約批准対策特別委員会に出席
これ以降、特別委員会(3.17)、第1回関係部会(3.23)、第2回関係部会(3.31)に出席。
3. 21 第1回「子どもの権利条約対訳集」作成チーム会合
これ以降、第2回(3.31)、第3回(4.4)を行う。
3. 24 } 日教組子どもの権利条約の完全批准をめざす全国交流集会に出席
3. 25 } 情勢報告、人権連と批准の会
からの報告・提起、実践報告と
交流、ヨーロッパにおける条約
の動向報告(フェルハーレン、
カッパラーレ)で構成。
3. 25 **3・25緊急集会「どうなる? 子どもの権利条約」**
情勢報告「『子どもの権利条約』の批准をめぐる動向について」(永井憲一)、国会議員の報



告、意見交換で構成。

4. 3 第3回事務局会議

4. 3 第6回学習・研究委員会

4. 8 主要会員団体の田辺誠社会党委員長への共同申し入れ

4. 9 第2回警察と子どもの権利小委員会

4. 9 第1回組織・国民運動委員会

4. 20 「子どもの権利条約の完全批准を求める集会」、政党・関係省庁・議員要請
子どもの権利条約批准の会と共催。情勢報告、各政党の意見発表を行い、集会終了後に
関係省庁と国会議員に要請。

4. 22 第3回警察と子どもの権利小委員会

4. 25 反差別国際運動日本委員会第3回総会記念講演会に出席
講演／フィオナ・プライス・クボタ（国連子どもの権利委員会事務局長補佐）

4. 30 「子どもの権利条約」審議入りを前にした各社論説・解説委員との懇談会 子どもの権利
条約批准の会と共催。

4. 30 第2回組織・国民運動委員会
子どもの権利条約の完全批准を求める国会請願署名を決定。

5. 11 第7回学習・研究委員
会

5. 12 「『子どもの権利条約』
の完全批准を求める請
願」署名をはじめ

5. 14 第4回広報委員会

5. 14 第4回事務局会議

5. 14 第3回（拡大）組織・
国民運動委員会

5. 23 第1回公開講座「子どもの権利条約は傷ついた子を救えるか？」

『子どもの権利条約』の
完全批准を求める請願

◆ 請願の趣旨 ◆
いま「子どもの権利条約」の批准承認案が、国会で審議されて
います。国内外には、困難な状況なかで生きている子どもがた
らいます。国際的には「南」の国々を中心に、戦争や飢饉、疾
病の蔓延等によって子どもの生きる権利、健康への権利が奪わ
れている状況にあります。一方、経済大国といわれる我が国でも、
学校等での過剰な管理、少年の犯罪事件、幼児虐待などが
あります。加えて、子どもは“未来”だとして、市民の権利が
ほとんど保障されていません。
私たちは、こうした状況を大きく改善するために、「子どもの
権利条約」が積極的な役割を果たすものと期待し、「条約」の完
全批准を求めてきました。
しかし政府では、条約名称を「児童の権利に関する条約」と
したこと、条約の一部を解釈宣言および留保したこと、条約実
施にあたっての関係指内法の改正や予算措置は必要ないとした
ことから明らかのように、本条約の理念を積極的に生かそう
とする姿勢が見られません。
私たちは、国会が「子どもの権利条約」を国際的、国内的にも
極めて重要なものとしてとらえ、その理念や規定を生かすために必要に
応じた審議をおこなう、次のことについて活動いたします。

◆ 請願事項 ◆
1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」とすること。
2. 解釈宣言および留保を行わないこと。また、関係国内法制
度の改正および、整備し直すこと。
3. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動計
画」を条約審議のなかでもりあげ、その実行を促めること。
4. 子どもを営むすべての人びとに条約を知らせるための具体
的計画を決定すること。
5. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が施
策を行うことを国として奨励すること。

◆ 組合員氏名 ◆

氏名	住 所
1	
2	
3	
4	
5	

◆ とりあつかい団体 ◆

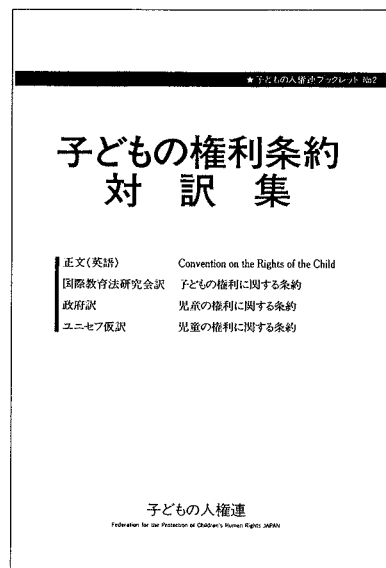
報告／内田良子（心理カウンセラー）、浅川道雄（もと家裁調査官）、大川幸男（中学校教諭）

5. 29 第5回代表委員・事務局会議

6. 1 「子どもの権利条約対訳集」を発行

全条対訳（英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日代表事務所仮訳）、批准承認案の留保・解釈宣言や訳文などを検討した〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉のほか、「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」、外務省説明書などの資料を収録（編集＝子どもの人権連広報委員会／発行＝子どもの人権連／絶版）。

6. 2 第5回警察と子どもの権利小委員会



6. 4 第7回総会

6. 4 今日から子どもの権利条約—子どもの権利条約の完全批准と実施をすすめるつどい&国会請願パレード

子どもの権利条約批准の会と共催。報告「子どもの権利条約の批准にあたっての問題点」(荒牧重人)のあと、各界(教職員、障害児、保母、民族、児童相談所、10代)からのアピール。風船をもったパレードでは条約の完全批准を求める請願署名(第1次分)を社会、民社、共産、社民連、連合参議院に対して提出。



6. 9 第1回警察と子どもの権利小委員会

6. 10 第1回代表委員・事務局会議

6. 21 「第123国会における『子どもの権利条約』の批准見送りについて(声明)」を発表

6. 29 第1回広報委員会

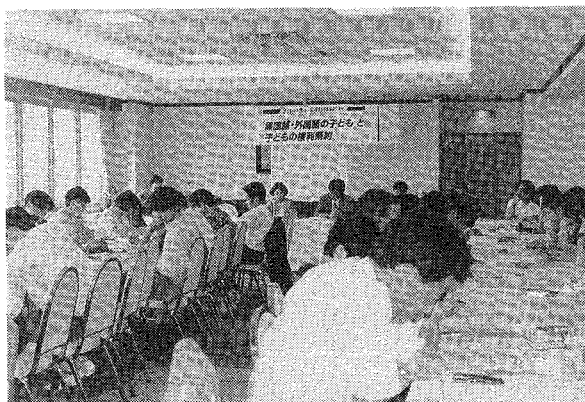
7. 24 第1回学習・研究委員会

報告「子どもの権利条約批准に伴う国内法改正問題について」広沢明、荒牧重人
報告「子どもの権利条約からみた児童福祉法制の課題」許斐有

7. 29 第2回警察と子どもの権利小委員会

7. 29 第2回公開講座「外国籍・無国籍の子どもと『子どもの権利条約』」

報告/山田由紀子、星正秀(ともに弁護士)、杉生彰(三重県国際教育協会)



7. 29 第2回代表委員・事務局会議

7. 29 「今日から子どもの権利条約」作成チーム会合
8. 7 第3回警察と子どもの権利小委員会
これ以降、第4回(9.22)、第5回(10.6)で第3回公開講座の準備
9. 10 「今日から子どもの権利条約」を発行
学校教育や教育行政において条約をどのように捉え生かしていくかを、36項目のQ&A形式で解説したもの(編集=子どもの人権連学習・研究委員会/発行=子どもの人権連)。条約発効後に若干改訂した。
9. 21 第3回代表委員・事務局会議
代表委員の大場昭寿を横山英一(日教組委員長)に、事務局長の塚本裕之を山口俊司(日教組中執)に変更することを決定。
9. 22 第2回学習・研究委員会
報告「子どもの権利基本法(仮称)について」寺脇隆夫
9. 28)
10. 9 子どもの権利委員会第2会期傍聴
これ以降、全会期全審査に学習・研究委員、事務局員などを傍聴派遣している。
10. 6 第3回(拡大)学習・研究委員会
報告「子どもの権利条約批准承認案の解釈宣言について」石井小夜子(弁護士)
10. 7 第1回組織・国民運動委員会
10. 7 第4回代表委員・事務局会議
10. 16 第4回学習・研究委員会
報告「児童福祉法の人権擁護機能について」許斐有
報告「子どもの権利委員会第2会期について」平野裕二
10. 30 「子どもの人権連の情報提供に関するアンケート」を実施
11. 14 第3回公開講座「定住外国人のアイデンティティと子どもの権利条約」
報告/申谷雄二、木川恭(ともに高校教諭)、善元幸夫(東京日本語学級研究会)
12. 2 第5回代表委員・事務局、第2回組織・国民運動合同会議
12. 2 「子どもの権利条約」国連採択3周年記念集会



情勢報告と講演「子どもの権利委員会の報告」、実践報告と意見交換（保育所、児童相談所、学校）で構成。

12. 2 代表者会議

12. 17 第5回学習・研究委員会

報告「子どもの権利条約NGO会議について」平野裕二

12. 18 第6回警察と子どもの権利小委員会

(1993)

1. 11 子どもの権利委員会第3会期傍聴

1. 29

1. 25 第7回警察と子どもの権利小委員会

3. 2 社会党「子どもの権利条約批准対策特別委員会」〈委員長＝土井たか子（衆議院議員・外務委員会理事）〉第1回学習会に出席

これ以降、第2回（3.3）、第3回（3.4）、第4回（3.5）の学習会、部落解放同盟・自治労・日教組からのヒアリング（3.9）に出席。

3. 2 第6回代表委員・事務局会議

3. 4 第8回警察と子どもの権利小委員会

3. 17 は・じ・ま・る・ヨ、国会審議が!!

「子どもの権利条約」の早期完全批准を求める3・17緊急集会

子どもの権利条約批准の会と共催。情勢報告と各政党代表のあいさつ。終了後、関係官庁および国会議員への要請。

4. 22 衆議院本会議での条約批准承認案の趣旨説明・代表質問傍聴

これ以降、衆議院外務委員会の質疑（4.23、5.11、5.12、5.19、5.20、5.21、5.26）傍聴。

4. 22 「子どもの権利条約批准承認案の国会審議入りにあたっての声明」を公表

4. 28 第7回事務局、第3回組織・国民運動合同会議

5. 26 子どもの権利条約国会へ行こう!!

条約の完全批准を求める5・26国会行動

情勢報告、国会議員あいさつ、国会議員への要請。

- 5. 28 参議院本会議での条約批准承認案の趣旨説明・代表質問傍聴
- 6. 10 参議院外務委員会の質疑傍聴
- 6. 18 衆議院解散で条約批准承認案が廃案
- 6. 18 「子どもの権利条約批准承認案廃案にあたっての抗議声明」を発表
- 7. 23 第8回代表委員・事務局会議
- 8. 19 第9回代表委員・事務局会議
- 8. 25 衆議院本会議で細川首相が早期の国会再提出を表明

9. 11 第8回総会&記念ディスカッション
「今日から子どもの権利条約—権利条約をどう生かすか—」
9. 20 }
10. 8 } 子どもの権利委員会第4会期傍聴
10. 28 日教組子どもの権利条約実践交流集会に出席
はじめての全国規模の実践交流会。国会報告、提起、実践報告と交流で構成。
11. 26 条約批准承認案を政府が国会に再提出
チャイルドの訳は「児童」だったが、政府訳や外務省説明書が一部変更された。
11. 26 「子どもの権利条約批准承認案閣議決定にあたっての声明」を発表

(1994)

1. 10 } 子どもの権利委員会第5会期傍聴
1. 28 }
3. 4 } 衆議院外務委員会質疑傍聴
3. 29 参議院外務委員会質疑傍聴
3. 29 条約批准を国会が承認
3. 29 コメントを発表



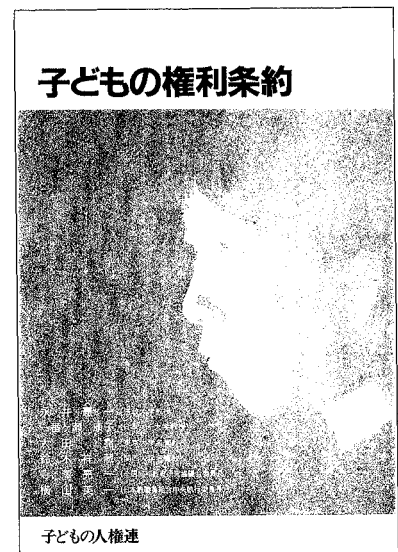
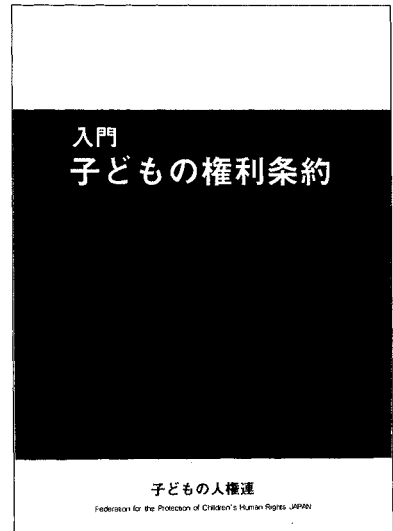
4. 2 学習・研究委員会
報告「子どもの権利条約と教育予算」仲林義浩（日教組中執）
4. 5 } 子どもの権利委員会第6会期傍聴
4. 22 }
4. 22 条約を政府が批准
4. 25 学習・研究委員会
報告「条約に関する国会審議をどう生かすか？—条約審議の経過と総括にかえて」
喜多明人
5. 9 事務局会議
事務局長の山口俊司を菊地昭雄（日教組中執）に変更することを決定。

5. 20 | 文部省「『児童の権利に関する条約』について」を通知
5. 20 | 「子どもの権利条約発効にあたっての文部省通知への見解」を発表
5. 22 | 条約が国内で効力を発生
6. 2 | 事務局会議
6. 2 | 学習・研究委員会
報告「子どもの権利委員会における条約広報措置をめぐる議論と各国のとりくみ」
平野裕二

1994

94.6.23 ~ 95.6.5

6. 23 第9回総会&記念シンポジウム
「みんなでつくろうアクション・プラン」
8. 5 第1回事務局会議
8. 5 第1回学習・研究委員会
9. 1 「入門子どもの権利条約」を発行
「子どもの権利条約」(ブルーパンフレット)と
「子どもの権利条約対訳集」を統合・改訂(編集・
発行=子どもの人権連)。全条対訳(英文、国際教
育法研究会訳、政府訳)、条約の解説、外務省説明
書、文部省通知などの資料を収録。
9. 26 }
10. 14 } 子どもの権利委員会第7会期傍聴
10. 4 第2回事務局会議
12. 21 第3回事務局会議
12. 21 第2回学習・研究委員会
報告「子どもの人権—諸外国の動向から」荒牧
重人
- (1995)
1. 8 }
1. 28 } 子どもの権利委員会第8会期傍聴
1. 24 第1回警察と子どもの権利小委員会
「いじめ」について検討をはじめ
1. 25 「私たちの子どもの権利条約」を発行
代表委員(一番ヶ瀬康子、大田堯、鈴木祥蔵、
寺澤亮一、永井憲一、横山英一)が条約への思い
や条約の意義などを訴え、条約のトータルな理解
に適したもの(編集・発行=子どもの人権連)。
1. 26 「先生、やっぱりおかしい! マンガで考える『子
どもの権利条約』」を発行



学校での子どものプライバシーを扱ったマンガを通じて、中高生から大人までが条約について考えることをもって発行。「権利について、具体的に考えてみようよ」との生徒と教師の対話スタイルの文章もある（企画・構成＝平野裕二・藤井誠二／編集・発行＝子どもの人権連）。

- 3. 2 第2回（拡大）警察と子どもの権利小委員会
報告「いじめ相談に関わって」坪井節子（弁護士）
報告／佐藤久美子（小学校教諭）、鈴木栄二（中学校教諭）、浅川道雄（元家裁調査官）
- 4. 3 第3回（拡大）警察と子どもの権利小委員会
- 4. 21 教育実践小委員会
- 4. 26 第4回事務局会議
- 4. 26 第4回警察と子どもの権利小委員会
- 5. 10 第5回（拡大）警察と子どもの権利小委員会
報告／須永祐慈、鈴木祐司（ともに東京シューレ）、佐藤記子（権利条約ネット）
- 5. 22 第5回事務局会議
- 5. 22 } 子どもの権利委員会第9会期傍聴
- 6. 9 }
- 5. 25 政策小委員会
- 6. 2 教育実践小委員会



1995

95.6.5 ~ 96.6.15

6. 5 第10回総会&記念シンポジウム
「いじめ問題を子どもの人権から考える」
6. 23 政策小委員会
6. 30 教育実践小委員会
7. 26 少年司法小委員会
7. 28 政策小委員会
8. 1 「子どもの権利条約に関するアンケート」を実施
全国732自治体（都道府県、市、特別区）に対して送付。まとめは「子どもの権利条約と自治体施策」として発行予定。
8. 4 教育実践小委員会
8. 29 教育実践小委員会
9. 11 少年司法小委員会
9. 22 政策小委員会
報告「川崎市の条約広報について」小宮山健治（川崎市教育委員会）
9. 25 教育実践小委員会
10. 2 事務局会議
10. 12 少年司法小委員会
10. 20 教育実践小委員会
10. 26 政策小委員会
報告「『かながわ子ども未来計画』の策定および今後のとりくみについて」
石森真基子（神奈川県福祉部児童福祉課）
10. 30 }
11. 17 } 子どもの権利委員会第10会期傍聴

- 11. 9 教育実践小委員会
- 11. 30 政策小委員会
- 11. 30 少年司法小委員会
- 12. 11 事務局会議
- 12. 22 少年司法小委員会
- (1996)
- 1. 8 子どもの権利委員会第11会期傍聴
- 1. 26 }
- 1. 12 教育実践小委員会
- 1. 22 政策小委員会
- 1. 31 「いじめにグッドバイ！ー学校のストレスを吹きとばそう」を発行
 少年司法小委員会が検討を重ねてきた、現場教職員にむけた「いじめ」についての教室からの実践ヒントになるハンドブック（編集＝子どもの人権連少年司法と子どもの権利小委員会・日教組教育文化政策局／発行＝労働教育センター）。
- 2. 7 事務局会議
- 2. 7 少年司法小委員会
- 2. 26 教育実践小委員会
- 3. 1 事務局会議
- 3. 18 少年司法小委員会
- 3. 27 政策小委員会
 報告「大阪府における『子ども総合ビジョン』と児童家庭福祉対策の現状」
 神田真知子（大阪府福祉部児童福祉課）
- 4. 1 教育実践小委員会
- 4. 3 拡大事務局会議



4. 17 少年司法小委員会
5. 17 事務局会議
5. 20
6. 7 } 子どもの権利委員会第12会期傍聴
5. 28 教育実践小委員会
5. 28 「子どもの権利条約実践ハンドブック Vol.2」を
発行
日教組「子どもの権利条約実践ハンドブックVol.1」(95.1.25)につづいて、学校現場(小・中・高)での実践報告〈第一部〉と教育実践小委員会「子ども(児童)の権利条約に関する中・高校教科書記載内容の調査報告書」、教科書での実践事例案〈第二部〉で構成。教育実践の蓄積と共有をめざした最新出版物(編集=子どもの人権連教育実践小委員会・日教組教育文化政策局/発行=アドバンテージサーバー)。
5. 31 条約第1回報告を政府が子どもの権利委員会に提出
6. 4 少年司法小委員会



10年を迎えて③

喜多 明人（教育実践小委員会主査＝早稲田大学教授）

子どもの人権連が10年を迎える。駆け足のような10年であった。いまも、実践ハンドブックの編集作業中であり、とても過去をふりかえる余裕はないが、人権連発足以来のメンバーでもあるから、私にとってもっとも印象に残った仕事の一端を紹介してこの任を果たさせてもらいたいと思う。

1986年人権連発足のころは、子どもの権利条約もまだ産声を上げておらず、国連で審議の最中であった。当時、私はまだ一人っきりで条約をおいにかけていた時期であり、条約にたいする世間の反応の鈍さにいらだちを覚えていた頃であった。そんな折り、永井憲一先生の勧めで人権連の創設に立ち会い、先生が、権利条約の普及をメインに据えた会にする、と提案されたことに「本当にそうできるのかな」と不安に駆られたことを思い出す。しかしその後、事務局の関根玲子さん（当時）の協力もあり、条約の第一読会案（1988年10月）、第二読会案（1989年3月）、人権委員会案（1989年5月）のパンフレットを次々に発行、急速に条約への関心が高まっていった。そして、条約が採択された1989年11月には、すでに条約の日本語訳が完成しており、翌月、国連カラーのブルーのパンフレットが全国を駆けめぐることになる。この訳語をめぐっては、その後国会でも大論争に発展していくことになるが、あの当時、私たちの翻訳作業（国際教育法研究会訳）への人権連の理解とバックアップがなければこうはいかなかっただろうと思う。

平野 裕二（国際小委員会主査＝A R C）

いま、ジュネーブである国連欧州本部のカフェテリアでこの原稿を書いています。国連・子どもの権利委員会を欠かさず傍聴するようになって、はや4年。第2会期から今回の第12会期まで、すでに11回を数えます。この間、一貫して、渡航費等の支援をしてくれ、各会期の詳細な報告の場を提供してくれた人権連に、まずはあらためてお礼を申し上げなければなりません。

国際小委員会の主査としては、委員会の傍聴を今後とも（少なくとも日本の政府報告が審査されるまでは）続けるとともに、日本の子どもの権利保障を考える上で示唆に富む海外の取り組みをさらに幅広く調査し、紹介していきたいと考えています。4月下旬には、イギリスのいじめ対策について充実した調査活動を行なってくることができました。北欧の子どもオンブズパーソン制度についても、いずれ調査に行きたいと計画を温めています。

あわせて、国際社会に対する情報発信や貢献も、そろそろ本格的に考えなければならない大きな課題です。日本政府の報告審査の際に国連・子どもの権利委員会に対して情報提供を

行なっていくことは、その第一歩として位置づけられるでしょう。

人権連事務局を担う者の一人として、今後ともより充実した活動に向けて微力ながら協力していきたいと思っています。

大場 昭寿（前日本教育会館館長）

いのちのたいせつさをたしかなものに

「子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会」（略称・子どもの人権連）の発足は、1986年4月10日であった。前年の8月、当時の中曽根首相は、戦後教育の全面的再編成を強行するために、首相直属の「臨時教育審議会」を発足させていた。日教組は、民主教育が最大の危機に晒されているという認識にたつて、10月に「教育改革緊急提言」をおこない、12月には武道館で「私たちの求める教育改革宣言集会」を開催し、「子どもの人権保障」を重要なテーマに位置づけた。

その後日教組は、反「臨教審」の立場で研究・討議をすすめていた「教育改革研究委員会」を母体として教育学会、教育法学会、日弁連、教育総研（当時・民研）、憲法学者、総評関係者などと、子どもの人権を守るための国民的運動に着手した。

準備のため約3ヵ月の研究と討議を経て、86年4月、日本教育会館を会場とし、41団体をもって「子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会」を発足させた。

この年は、中野区富士見中学校のいじめ自殺事件に象徴される、子どものいのちにかかわるさまざまな事件がおきた。それは、今日もあとを絶っていない。

私は発足の時から教文や教育国民運動の部長をやりながら、事務局長を兼務していた。準備期間はむろんのこと、発足後も毎週2回は学習・研究委員会（永井憲一先生）、組織運動委員会（稲葉三千男先生）が交互に夜9時ごろまで開催されていた。

この「子どもの人権連」は、沼田稲次郎先生（元東京都立大総長・国際法学会会長）の提言や永井憲一先生（現法政大学教授）の努力に負うところが大きい。

私は、「子どもの権利条約」の批准に果たした役割に敬意を表している。しかし、重く大きい課題も残っている。満10年を経過した今、発足の原点にたつて、21世紀の主人公である子どもたちに、希望と活力をとりもどし、いのちのたいせつさをたしかなものにしてほしいと、心からねがう。

笠井 博徳（日教組組織政策調査部長、子どもの人権連協力委員）

「設立10周年、おめでとう…」と書き出したものの、子どもの人権がまだまだ保障されていないことの証明でもあることに気づき、コメントの冒頭からつまづいてしまった。

私は、権利条約の国連採択時（1989年）から日本政府の批准（1994年）までの5年間、事務局員としてこの活動に直接携った。それまでに経験しなかった〔子ども〕〔教育〕そして〔学

校]の背後にある奥深さのようなものを体験することができた。

子どもの人権を保障するには、教職員やその団体である日教組の役割は大きい。問題の中心は、〔役割〕の中味を吟味することだと最近考えている。

権利条約の趣旨に沿った施策づくりを国や自治体に鋭く迫るためにも、人権連に参加する個人や団体が自らの人権という感性と認識を磨かなければと思っている。これからも、人権連の活動に会員の一人として参加し続けたい。

関根 玲子 (元日教組書記)

子どもの人権連が、設立して10周年を迎えられたことを、心からお祝い申し上げます。

私が、人権連に関わることが出来たのは、人権連を担当する国民運動局に所属していたということだけで、何の予備知識もありませんでした。しかし、「子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会よびかけの趣意書」・「子どもの人権宣言'87」の作成・子どもの権利条約(案)の日本語訳、とすすんでいった頃には、私のすべきことを認識しはじめていました。

当時、日教組は路線問題で、大変な時でした。そんななか、よびかけ人代表・研究委員会の皆さんの情熱を無にしてはいけないとの思いだけで、業務をこなしていたように思います。一方、自らも権利意識・人権感覚など多くのものを学ぶことが出来ました。

子どもの権利が保障される社会で育ってこそ、互いの人権を尊重する平和な社会の構成員になれると信じています。

「人権連」の運動の広がりを願って止みません。

子どもの人権連10年のあゆみ

1996年6月15日発行

子どもの人権連 (子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会)

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

〒101 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03-3265-2197/FAX 03-3230-0172
郵便振替口座 00180-8-18438

この資料を転載する際には上記まで必ずご連絡下さい。